

「本書の目的の第一は、これまで、輸出、特許、国際資本移動として、全く別個に取り扱われてきた企業の国際化に関する諸議論を、企業による最適対外事業形態の選択という立場から見直すとともに、特許や直接投資といった企業の独占的優位性の外国への進出を、企業の対外事業という視点から統一的に説明しうる、理論的枠組を提示することにある」(p. 3)。

また、「外国企業が受入国内で対外事業活動を展開するときその成果の分配において、消費者と生産者という局面とは別に、受入国と外国企業という局面が現われてくるため、その規制政策が特に注目を浴びることが多い。そのため、外国企業の利潤が大きいとき、受入国の政府は、国内の外国企業に対する不満に引きずられて、それに対する規制を多用する傾向がある。本書の目的の第二は、このような規制政策による企業の国際化行動への効果を分析することにある」(p. 4)。

これら2つの目的をもつ本書の構成は以下のとおりである。

- 第1章 国際化と規制政策
- 第2章 対外事業形態の選択
- 第3章 国際合弁事業の経済原理
- 第4章 外資保有規制と支配力
- 第5章 技術料規制
- 第6章 貿易政策の基礎理論
- 第7章 寡占と貿易政策——同質財市場
- 第8章 異質財寡占と貿易政策
- 第9章 輸出規制の戦略的側面

第1章では、企業の国際化——その具体的形態は、①輸出、②特許契約、③合弁事業、そして④完全所有子会社——に関する従来の展開、すなわち MacDougall = Kemp の国際資本移動の理論、Scherer の特許の経済理論、Horst の理論、Aliber の理論が紹介・批判され、本書のプランが提示される。

第2章では、伝統的な諸議論を基礎として、外国企業による独占的な行動を定式化するとともに、輸出、特許契約、子会社という3つの事業形態間の選択を考察する。そこで明らかにされることは、①受入国内の市場の独立性(隔離性)、②現地生産にかかわる限界費用および固定費、③現地市場の規模という諸要因が対外事業形態の選択に大きく関係しているということである。第3章では、外国企業による対外事業における受入国の国内企業との協力関係、すなわち合弁事業の側面が取り上げられ、合弁企業を形成する外国企業と国内企業のそれぞれの潜在的収益性、資金調達能力、資本調整能力の相対的關係に

小野善康

『国際企業戦略と経済政策』

——対外事業と規制の経済学——

東洋経済新報社 1985.7 v+213 ページ

国際化の時代——経済の国際化とか企業の国際化とか言われてから久しい。国境を超えた経済活動は、ますます拡大し深化していることは事実である。しかし企業の国際化のメカニズムについては、断片的な、アド・ホックな説明や仮説の提唱はあるものの、残念ながら、未だ一般的に承認された総合的な基礎理論は確立されるに至っていない。換言すれば、われわれは、特に企業の国際化プロセスを分析するにあたっては、各自がそれぞれの専門領域で身につけた分析用具やアプローチを採用し応用するという状況にある。

本書における小野善康氏も例外ではない。すなわち、小野氏の基本的視点は次のとおりである。「費用や需要といった基本的市場条件によって、各企業の行動形態が決定され、その結果市場構造や成果が決まるというメカニズムは、閉鎖体系の経済を前提として、前著『寡占市場構造の理論』において分析した。本書では、このような考え方を、企業の国際化での諸側面に適用し、多様な国際化行動のメカニズムを明らかにするとともに、それに対して行なわれる各種の規制政策の効果を分析する」(pp. 5-6)というものである。

よって合弁企業の構造(資金分担, 保有比率, 資本設備構成など)が決定されることが論証される。

第4章においては, 前章で明らかにした合弁企業の形成メカニズムに基づきながら, 受入国政府による外資保有比率規制が国内企業の純収益に及ぼす効果を解明する。「外資保有規制の効果は, 外国企業と国内企業の持つ独占的優位性を反映する潜在的収益性, 資金調達能力および資本調整能力によって決められるから, 政策当局は, 自国企業と外国企業の持つこれらの能力を勘案しながら, 過度の規制によって, 逆に国内企業の収益を引き下げないように, 注意する必要がある」(p. 86)と指摘されている。第5章では, もう1つの規制である技術料規制の効果が, ①純粋特許契約の場合, ②国際合弁事業の場合, ③外資保有規制の行なわれている場合について論じられている。

第6章以降においては, 外国企業の対外事業形態として輸出が選択された場合に限定して, 「関税や割当てといった貿易政策が, 外国企業と国内企業の行動形態の選択にどのような影響を与え, その経済的帰結にどのような違いをもたらすかを分析する」(p. 109)。ここで登場するアクターは, 外国企業, 輸入業者, 国内企業——さらには自国および外国の政策当局——である。中心課題は, 完全競争下における関税と輸入割当ての同等性が, さまざまな形態の不完全競争のもとでは必ずしも成立しないことを厳密に論証することにある。すなわち, 第6章では, 同質財を前提とする完全競争の場合, および部分独占の場合が取り上げられ, 第7章では同質財寡占の状況が分析され, 第8章では異質財寡占および独占的競争の場合に拡張される。

第6章から第8章の展開から得られる重要な結論は, 次のとおりである。「関税と輸入割当ての非同等性を生み出すものは, 国内企業や外国企業による消費者に対する独占力ではなく, ライバル企業に対する支配力である。したがって, 完全競争状態に加えて, 消費者に対する独占力のみが存在する独占的競争の状態や, 輸入業者のみが独占力を持っている場合においては, 貿易政策の同等性が成立する。しかし, それ以外のすべての場合においては, 関税の場合と比較して, 輸入割当ては国内価格を上昇させ, 消費者余剰を引き下げる。この減少幅は大きく, 国内企業の獲得する利潤の上昇幅を上回ってしまうため, 国内の総余剰も減少してしまう」(p. 177)。

最後の第9章では, このような寡占状況における輸入数量規制の効果に注目して, 輸出規制の戦略的な側面が, 特に日米の自動車産業の場合について明解に考察されて

いる。

以上のように, 「本書は, 筆者がこの5, 6年ほどの間に進めてきた, 企業の国際化と, その規制政策に関する研究をまとめたものである」(p. i)。「企業の立場からの議論であることから, 分析はすべて部分均衡の枠組において行われ」(p. 16)ているとは言え, 論証は図解と数式にもとづいて厳密に展開されており, 小野善康氏の問題追求の着実さと一貫性に敬服する。

われわれは, 本書において, 企業の国際化が, 輸出, 特許契約, 合弁企業, 完全所有子会社という視点から多面的に展開されていることを知る。しかし, 忘れてはならない点は, このような多面的な展開が, ある特定の土俵内でなされているということである。例えば, 第2章において明示的に述べられているように, 特定の土俵とは次のようなものである。「外国企業が, その本国においても, 市場を独占していると考える。また, 受入国は, 外国企業の本国に比べて小国であることから, 外国企業が輸出を選択する場合, その輸出量の変化によって外国企業が本国において設定する価格が影響されることはないとする。さらに, ここでは, 受入国内で生産される場合, 逆輸出の可能性は考えず, 生産された財はすべて受入国内で需要されると仮定する」(p. 19)。これらの仮定によって, 議論の土俵がどのように限定され, またその含意がどうなるかについては説明を要するであろう。これが私のコメントの第1点である。

コメントの第2点は, 第3国との競合関係が無視されていることである。進出企業にしても, たとえその本国において独占企業であった場合でも, その他の国にライバル企業が存在しているかもしれない。また, 受入国にしても, その国のみの立場から規制を行なうわけにはゆかず, 他の受入国の状況をも考慮せねばならないであろう。2国間のみでなく, 国際的な波及効果についても言及すべきであろう。

第3に, 第2点とも関連するけれども, 企業の国際化の諸形態が, 国際市場の競争条件に及ぼす効果の問題がある。各ライバル企業が輸出のみで競争する場合, あるいはある企業は特許契約, 他の企業は輸出という事業活動を選択した場合等々の組合せにおいて, 親企業同志, または現地市場での競争条件はどのように影響され, どのような相違が生ずるのであろうか。

最後に, 本書で展開されている企業の国際化は, いわゆる水平的国際化である。しかし, 外国企業と現地受入国政府との利害関係が強く現われているのは, 垂直的国際化においてである。特に受入国が資源輸出国である場

合にはそうである。と言うのも、地下資源等の輸出権は政府が所有しており、それゆえに、資源レントを求めて、現地政府が外国企業に直接相対するようになる。例えば、日豪間の鉄鉱石や石炭の長期契約の交渉においても、日本企業対豪州政府という交渉パターンがしばしば見られる。また、垂直的国際化においては、双方独占が生ずる場合もあり、この点の分析も重要であろう。

本書の延長線上で、小野氏が本格的な国際寡占理論を展開することを期待するとともに、小野氏の力量からすればそれを期待してよいと思う。 [池間 誠]